

住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）

- ◆生活困窮者自立支援法に基づく国の制度です。
- ◆離職・廃業、休業等により経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います（家賃補助）。
- ◆同一の世帯に属する方の死亡、本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を失った方、または失うおそれのある方を対象として、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、家計の改善に向けた支援を行います（転居費用補助）
- ◆支給要件に該当しない場合、申請されても不支給になります。

申請を考えている方へ

来所での申請を原則としております（予約制）。事前にお電話で予約を取ってください。面談で、制度の説明、支給要件の確認等を行います。

郵送申請された方についても、申請書類到着後に制度説明や生活状況の聞き取りのためにご来所いただいています。

必要書類が全て揃ったら審査が始まります。

【問合せ先】

荒川区福祉部福祉推進課地域共生推進係
電話 03-3802-3094

【申請書類提出先】

〒116-8501

（住所不要）荒川区役所福祉推進課地域共生推進係 住居確保給付金担当 行

目 次

<家賃補助>

・ 家賃補助（１ 支給要件）	2
・ 家賃補助（２ 支給額～５ 支給方法）	8
・ 家賃補助（６ 相談から支給決定後までの流れ）	9
・ 家賃補助（７ 提出書類）	1 0
・ 家賃補助（８ 延長申請～９ 変更申請）	1 2
・ 家賃補助（１ 0 支給中止）	1 3
・ 家賃補助（１ 1 再支給）	1 4

<転居費用補助>

・ 転居費用補助（１ 支給要件）	1 5
・ 転居費用補助（２ 支給額～３ 支給方法）	1 9
・ 転居費用補助（４ 相談から支給決定後までの流れ）	2 0
・ 転居費用補助（５ 提出書類～６ 変更申請）	2 1
・ 転居費用補助（７ 再支給～８ その他）	2 3

家賃補助

1 支給要件

①～⑧のすべての要件に該当する方が対象となります。

① 住居要件

＜対象となるもの＞

賃貸借契約又は定期賃貸借契約による住宅の家賃実費分

＜対象にならないものの例＞

- ・持家の住宅ローン
- ・借地代
- ・初期費用
- ・社宅、社員寮等の家賃
- ・滞納した家賃や更新料
- ・駐車場代
- ・ルームシェア（賃貸借契約が結ばれている場合はご相談ください。）
- ・家賃を事業経費として計上している場合の事業経費分の家賃
- ・「店舗」「事業用」と記載されている契約や賃貸人が法人名義のもの

※これから新たに荒川区内に住宅を賃借して居住する方は、基本的には表 1 の支給上限額以下の家賃額の賃貸住宅に入居することになっています。

表 1 世帯人数ごとの支給上限額

世帯人数	支給上限額
単身	53,700 円
2 人	64,000 円
3 人	69,800 円
4 人	69,800 円
5 人	69,800 円
6 人	75,000 円
7 人以上	83,800 円

② 離職・廃業、休業等要件

申請日において以下のいずれかの状況にあり経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方。

ア：離職・廃業日の翌日から起算して過去2年以内の方。

※過去2年以内に、妊娠、出産、育児、病気やけが等で連続して30日以上求職活動をできない時期があった場合は、その日数を2年に加えられます。

離職・廃業日の翌日から起算して最長4年以内の申請が認められます。

イ：本人の責によらない休業等により収入が減少（注1）し、離職や廃業と同程度の状況にある方。

（注1）経済社会情勢の変動等による取引先企業の倒産・事業活動の制限、自然災害等により、当該個人の意思にかかわらず、雇用先や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合

③ 生計維持要件

申請者が、以下の時点において世帯の主たる生計維持者である方。

ア：離職または事業を行う個人が当該事業を廃止した方は、離職又は当該事業を廃止した日

イ：休業等により収入が減少した方は、申請日の属する月

離職や廃業・休業時は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には世帯の主たる生計維持者である方も含みます。審査時に申請書類にて、申請者が家賃を支払っていることを確認します。

④ 収入要件

申請月の世帯収入合計額が、表2の額以下の方。

世帯収入には失業給付金や年金等の各種保険金等は収入に合算しますが、児童扶養手当等の特定の目的のために支給される手当や給付は合算しません。収入要件の詳細は、表3収入要件早見表でご確認ください。早見表に記載のないものについては、ご相談ください。

表2 世帯人数ごとの収入基準額

世帯人数	収入基準額
単身	基準額 84,000 円に家賃額（上限 53,700 円）を加算した額
2 人	基準額 130,000 円に家賃額（上限 64,000 円）を加算した額
3 人	基準額 172,000 円に家賃額（上限 69,800 円）を加算した額
4 人	基準額 214,000 円に家賃額（上限 69,800 円）を加算した額
5 人	基準額 255,000 円に家賃額（上限 69,800 円）を加算した額
6 人	基準額 297,000 円に家賃額（上限 75,000 円）を加算した額
7 人以上	基準額 334,000 円に家賃額（上限 83,800 円）を加算した額

表3 収入要件早見表

(参考 厚生労働省通知)

算定対象	算定対象外
<u>○税引前の稼得収入</u> ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） 原稿料 ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） 家賃収入 <u>○税引前の収入全般</u> ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 仕送り（同居配偶者等以外）、養育費（右記以外）、婚姻費用分担金、慰謝料（継続的なもの）、障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律）、健康保険傷病手当金、ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）	<u>○特定の目的のために支給される手当・給付</u> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） <u>○職業訓練受講給付金</u> <u>○各種保険金の受取 等</u> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金 等 <u>○一時的な収入</u> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分に よるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <u>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</u> <u>○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入</u> <u>○給与等に含まれる通勤手当</u>

⑤ 資産要件

申請日時点の世帯の預貯金、現金、債券、株式、暗号資産の合計額が表4の額以下の方。

資産の要件の詳細は、表5資産要件早見表でご確認ください。早見表に記載のないものについては、ご相談ください。

表4 世帯人数ごとの資産基準額

世帯人数	資産基準額
単身	504,000 円
2 人	780,000 円
3 人以上	1,000,000 円

表5 資産要件早見表

(参考 厚生労働省通知)

算定対象	算定対象外
○現金（右欄※を除く） ○預貯金（右欄※を除く） 財形貯蓄 ○債券 国債 ○株式 出資金 ○投資信託 ○暗号資産	○生命保険個人年金保険（養老保険）学資保険 ※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから1年（給付金支給単位期間の前日から起算して1年）までのもの）

⑥ 求職活動等要件

ハローワーク等に求職の申込みをし、支給期間中に常用就職（雇用期間が定めのない、または6か月以上の就職）を目指し誠実かつ熱心に求職活動を行う方。休業等の場合で事業再生等を目指す方は、自立に向けた活動を行う方。

ご自身の状況により以下の【A】【B】いずれかの活動要件を満たすことが要件となっています。ご自身の活動要件を、図1でご確認ください。

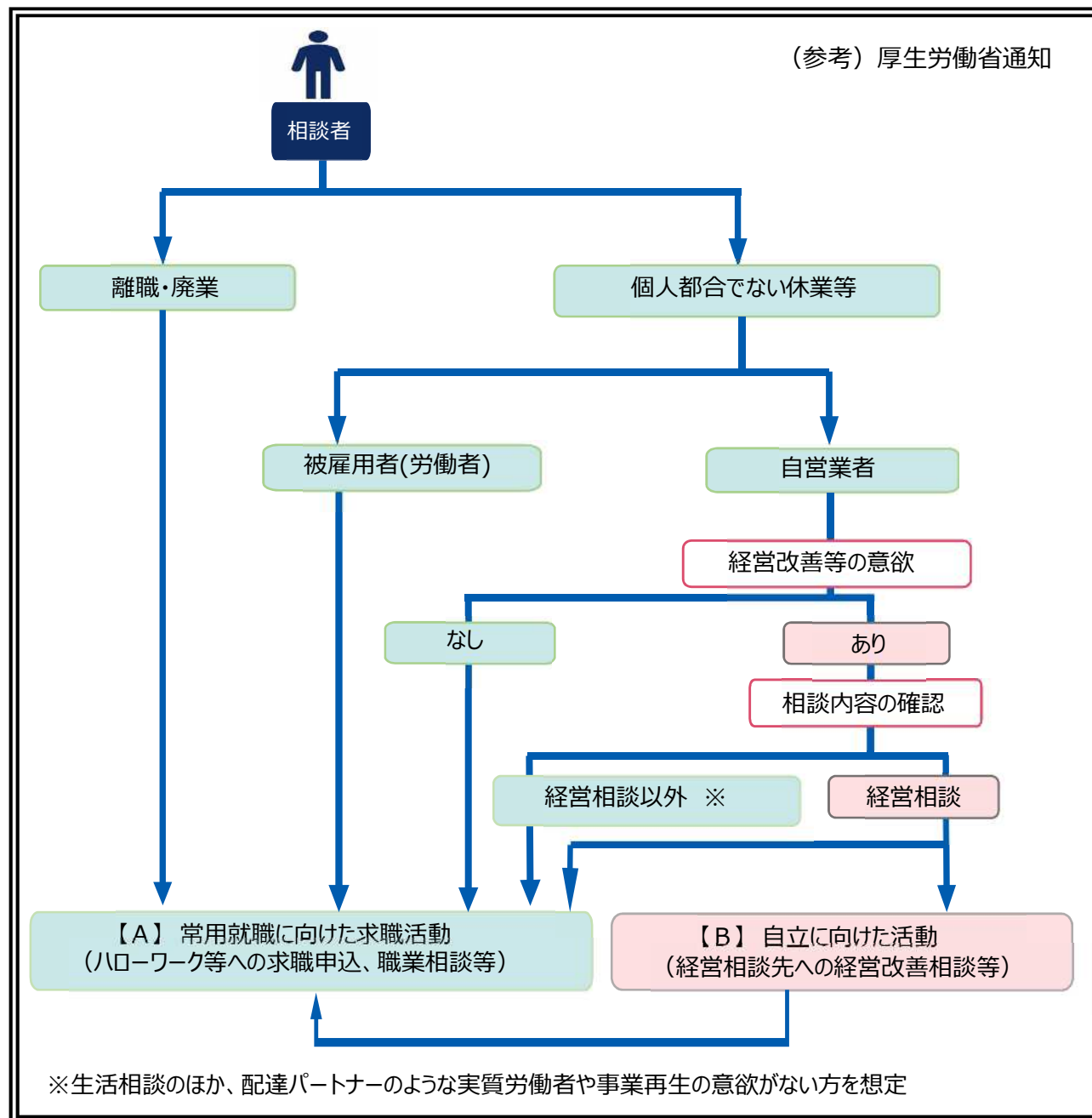


図1 求職活動等要件の区分

【A】 ＜離職・廃業・休業等（就労を目指す方）＞

活動内容	提出書類
ハローワーク等への相談申込み（申請時）	なし（申請時確認書の裏面に、求職番号や窓口名称を記入）
自立相談支援機関での面談等 （月４回以上、うち少なくとも１回は対面）	なし
ハローワーク等における職業相談等 （月２回以上）	職業相談確認票（参考様式６）
企業等への応募・面接の実施（原則週１回以上）	常用就職活動状況報告書（参考様式７）
支援プランに沿った活動	※担当相談員の指示に従ってください

- ・ 常用就職を目指した活動を行っていただきます。
- ・ 職業訓練を受講中の方、受講予定の方はご相談ください。
- ・ 常用就職をした場合や、休業等の解消により収入を得る機会が改善した場合は、常用就職届の提出が必要です。まずは担当相談員にご連絡ください。

【B】 ＜休業等（事業再生等を目指す方）＞

活動内容	提出書類
経営相談先への相談申込み（申請時）	なし（申請時確認書の裏面に、経営相談先の名称を記入）
自立相談支援機関での面談等 （月４回以上、うち少なくとも１回は面談）	なし
経営相談先での経営相談（原則月１回以上）	自立に向けた活動計画（参考様式１０）
給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組み（月１回以上）	自立に向けた活動状況報告書 （参考様式１１）
支援プランに沿った活動	※担当相談員の指示に従ってください

- ・ 事業再生に向けた活動を行っていただきます。
- ・ 再延長期間中は、【A】の活動が要件となります。
- ・ 経営相談先から、ハローワーク等での求職活動を行うことが適当と助言等を受けた場合は、【A】の活動が要件となりますので、担当相談員にご連絡ください。

⑦ 併給要件

自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者本人や申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

※職業訓練受講給付金との併給は可能です。現在受講中又は受講予定の方はご相談ください。

⑧ その他

申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない方

2 支給額

○世帯収入額が表6の「基準額」以下の場合

・・・「支給上限額」または「実家賃額」の低い方を支給します。

○世帯収入額が表6の「基準額」を超える場合

・・・**支給額＝実家賃額－（収入額－基準額）**により算出される額を支給します。（例①参照）。

※いずれの場合も、表6の「支給上限額」が上限額です。

表6 世帯人数ごとの支給上限額と基準額

世帯人数	支給上限額	基準額
単身	53,700 円	84,000 円
2 人	64,000 円	130,000 円
3 人	69,800 円	172,000 円
4 人	69,800 円	214,000 円
5 人	69,800 円	255,000 円
6 人	75,000 円	297,000 円
7 人以上	83,800 円	334,000 円

支給上限額は、住宅扶助基準に基づいています。

基準額は、区民税均等割が非課税となる方の収入額の 1/12 の額に基づいています。

例① 2人世帯、実家賃額 90,000 円、収入額 150,000 円の場合

支給額＝90,000 円－（150,000 円－130,000 円）

＝70,000 円

2人世帯の支給上限額を上回っているため、支給額は 64,000 円です。

3 支給開始月

申請日の属する月に支払いを要する家賃分

※当該家賃分を申請者がすでに支払済みの場合は、翌月分が支給開始月になります。

4 支給期間

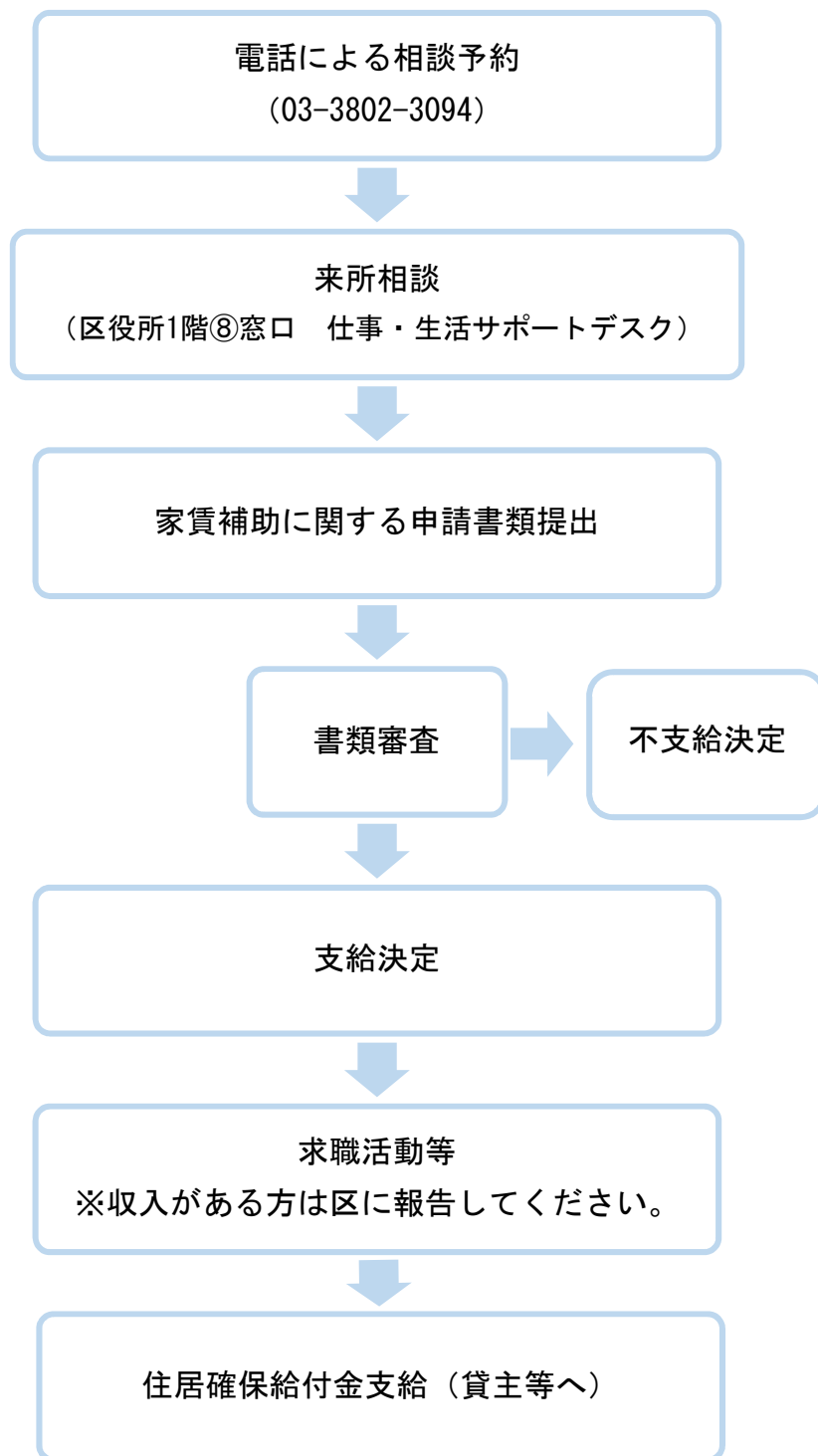
3 か月（一定の要件を満たす場合は3 か月ごとに延長可能、最長 9 か月）

5 支給方法

原則、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込みます。

自己負担が発生する方は、貸主等と調整のうえ差額をお支払いください。

6 相談から支給決定後までの流れ



郵送申請をご検討される方へ

- ・ 提出する際の封筒および郵送料は、申請者でご準備・ご負担ください。
- ・ 「封筒に押された消印日」が申請日となります。
- ・ 申請書類到着後、制度説明や生活状況の聞き取りのために、ご来所いただいています。

7 提出書類

提出者	提出書類
全員	□住居確保給付金支給申請書
全員	□申請時確認書 (表面) 再支給確認事項を記入 (裏面) ハローワークにおける求職受付票の求職番号等または経営相談先の名称を記入
離職の方	次のうちのいずれか1点 □離職票 □雇用保険受給資格者証 □退職証明書 □源泉徴収票 □その他離職年月日を確認できる書類 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
廃業の方	次のうちいずれか1点 □廃業届 □その他廃業年月日を確認できる書類 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
休業等の方	次のうちいずれか1点 □雇用主からの通知、または、受信メール等を印刷したもの □勤務先の休業が分かるホームページ画面を印刷したもの □契約等のキャンセルが分かる書類等 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
離職・廃業の方のうち該当者のみ	離職等以降、妊娠、出産、育児、病気やけが等で連続して30日以上求職活動をできない時期があったことにより離職日の翌日から起算して2年以上経過している方 □妊娠、出産、育児、病気やけが等があったことを証明できる書類(医師の証明書等)
全員 (世帯全員分)	□給与明細・支払証明書・賃金台帳(申請月を含む過去3か月分) 【個人事業主の方】 □収支状況表等(収入と経費の両方が記載されたものを、申請月を含む過去3か月分) 【年金】 □年金振込通知書・企業年金連合会老齢年金振込通知書等 【失業給付】 □雇用保険受給資格者証 【親族等からの仕送りのある方】 □振込額が確認できる書類 【その他の公的な給付】 □振り込みが確認できる書類等
全員 (世帯全員分)	□金融機関の通帳等の写し(申請月を含む過去3か月分) ※合算部分がある場合は、入出金明細が分かるものも追加 ※デジタル通帳は、印刷して提出 □財形貯蓄、国債、株式、投資信託、暗号資産の残高が確認できる書類
全員	□現在居住している住宅の賃貸借契約書 次の内容が分かる部分の写し ・貸主名(及び媒介不動産業者名) ・契約者名

提出者	提出書類
	・入居人数、及び入居者名 ・家賃額（共益費・管理費等を含まない「賃料」が明記されていること） ・契約期間 ※更新契約書で内容を確認できない場合は、当初契約書が必要
全員	申請者本人が家賃を支払っていることを証明する書類 ☐ 通帳の写し ☐ 振込明細票 ☐ 家賃通帳 ☐ 領収書等
全員	☐ 入居住宅に関する状況通知書 ※表面を不動産媒介業者等が記入した後、裏面を申請者が記入
全員	次のうちいずれか１点 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード（iPhone のマイナンバーカードは不可） ☐ パスポート ☐ 各種手帳 ☐ 健康保険証 ☐ 住民票 ☐ 在留カード（外国籍の方）
全員	☐ 提出書類チェックシート

- ・書類の不足や記載内容に誤り等がある場合、必要書類が整った日が属する月の申請となる場合があります。
- ・提出書類を揃えていただいても支給要件に該当しない場合、不支給となります。
- ・書類が不足している場合や、記載内容を補完する場合、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

8 延長申請

住居確保給付金の支給期間は3か月ですが、下記のような場合で、必要な要件を満たす場合には、申請により3か月の支給期間を2回まで延長及び再延長することができます。

- ・ 常用就職できなかった場合
（常用就職したもの、収入基準額を超えない場合も含む）
- ・ 給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合

必要な要件

- ・ 支給期間中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たす活動をしていた。
- ・ 延長等の申請月の世帯収入額が、収入基準額（2ページ参照）以下である。
- ・ 延長等の申請日の世帯資産額が、資産基準額（2ページ参照）以下である。

延長等申請は、受給期間の最終月中に行う必要があります。最終月より前または後の月の申請はできませんのでご注意ください。

9 変更申請

原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額等の変更は行いませんが、以下①～④の場合は申請により変更できる場合があるため、担当相談員にご相談ください。

- ① 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ② 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が支給上限額に達していない場合
- ③ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合、または自立相談支援機関等の指導により同一自治体内での転居が適当である場合
- ④ 住居確保給付金の振込先の口座が変更された場合

10 支給中止

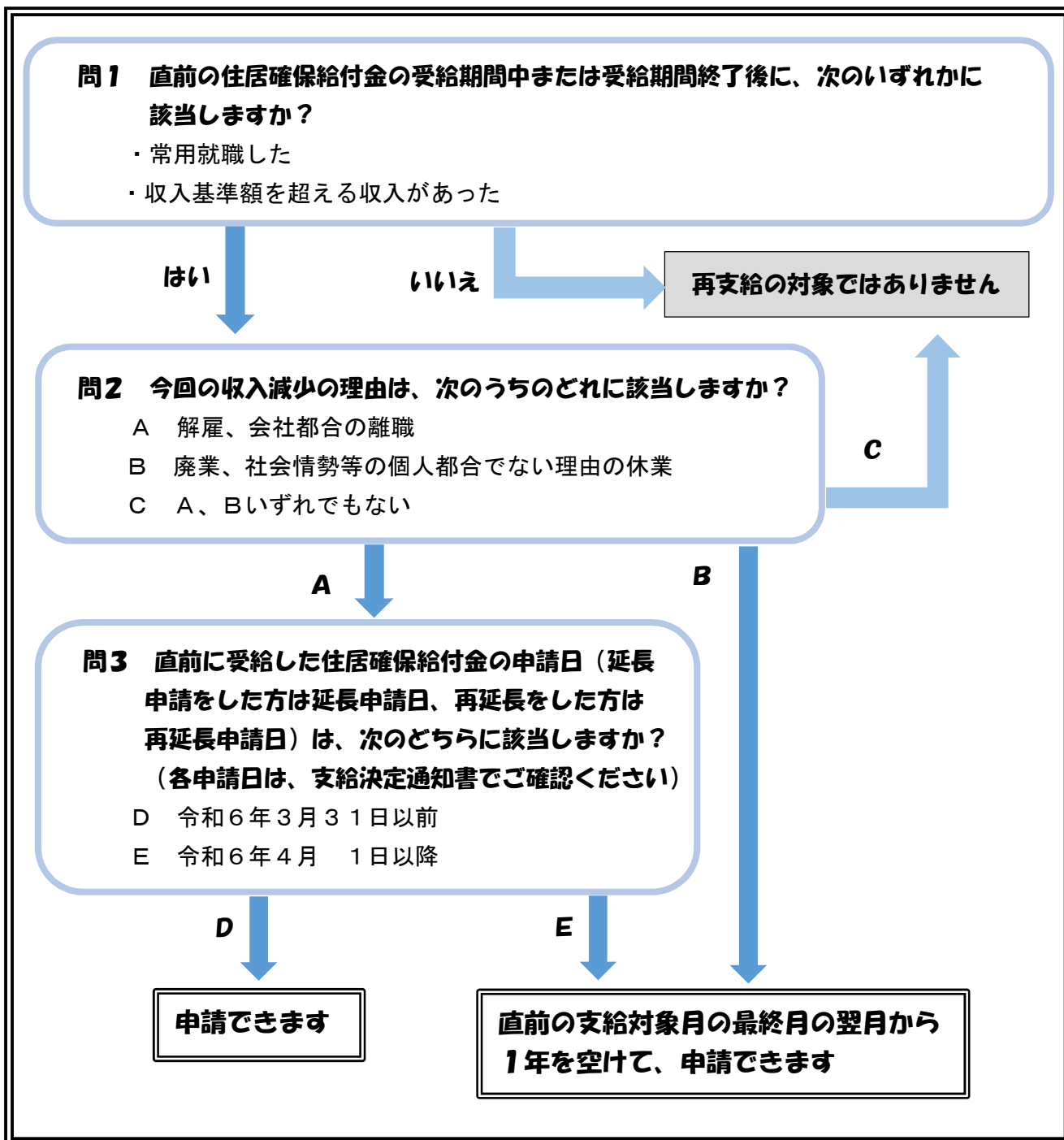
支給期間中に下記のいずれかの要件に該当した場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- ① 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、または就労支援に関する指示に従わない 場合
- ② 受給者が、常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請前後の常用就職も含む）または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ③ 常用就職届の提出またはその就労収入の報告を怠った場合
- ④ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合または自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く）
- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合
- ⑥ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
- ⑦ 支給決定後、受給者または受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- ⑧ 受給者が生活保護費を受給した場合
- ⑨ 疾病又は負傷により支給が中断された日から2年が経過した場合
- ⑩ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

※偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給を中止するだけでなく、既に支給された給付金の全額または一部を徴収します。

11 再支給

住居確保給付金の支給は原則1回ですが、状況により再度受給できる場合があります。以下のフローチャートでご確認ください。



※支給要件を満たす方が対象です。

※申請を希望する方は、P9の「相談～支給決定後の流れ」に沿って申請してください。

転居費用補助

1 支給要件

①～⑧のすべての要件に該当する方が対象となります。

① 住居要件

以下、いずれかに該当すること

- ・荒川区内で住宅を賃借して居住している方
- ・荒川区内の持ち家で居住している方
- ・荒川区内で居住しているが住居を失った方

② 同一世帯に属する方の死亡、離職・廃業、休業等要件

申請月の属する月において、以下のいずれかの状況により、経済的に困窮している方で、かつ世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である住居を失った方、または失うおそれのある方。

ア：申請者と同一の世帯に属する方の死亡

イ：申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、廃業

ウ：申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の休業

③ 生計維持要件

申請者が、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方。

④ 収入要件

申請月の世帯収入合計額が、下記の表7（表2と同じ内容）の額以下の方。

世帯収入には失業給付金や年金等の各種保険金等は収入に合算しますが、児童扶養手当等の特定の目的のために支給される手当や給付は合算しません。収入要件の詳細は、表8（表3と同じ内容）でご確認ください。早見表に記載のないものについては、ご相談ください。

表7 世帯人数ごとの収入基準額

世帯人数	収入基準額
単身	基準額 84,000 円に家賃額（上限 69,800 円）を加算した額
2 人	基準額 130,000 円に家賃額（上限 75,000 円）を加算した額
3 人	基準額 172,000 円に家賃額（上限 81,000 円）を加算した額
4 人	基準額 214,000 円に家賃額（上限 86,000 円）を加算した額
5 人	基準額 255,000 円に家賃額（上限 91,000 円）を加算した額
6 人	基準額 297,000 円に家賃額（上限 91,000 円）を加算した額
7 人以上	基準額 334,000 円に家賃額（上限 97,000 円）を加算した額

※家賃額については、申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とする。ただし、いずれの場合も上記の家賃額を上限とする。

表 8 収入要件早見表

(参考 厚生労働省通知)

算定対象	算定対象外
<u>○税引前の稼得収入</u> ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） 原稿料 ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は０円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） 家賃収入 <u>○税引前の収入全般</u> ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 仕送り（同居配偶者等以外）、養育費（右記以外）、婚姻費用分担金、慰謝料（継続的なもの）、障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律）、健康保険傷病手当金、ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）	<u>○特定の目的のために支給される手当・給付</u> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） <u>○職業訓練受講給付金</u> <u>○各種保険金の受取 等</u> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金 等 <u>○一時的な収入</u> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分に よるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <u>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</u> <u>○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入</u> <u>○給与等に含まれる通勤手当</u>

⑤ 資産要件

申請日時点の世帯の預貯金、現金、債券、株式、暗号資産の合計額が表 9（表 4 と同じ内容）の額以下の方。資産の要件の詳細は、表 10（表 9 と同じ内容）でご確認ください。早見表に記載のないものについては、ご相談ください。

表 9 世帯人数ごとの資産基準額

世帯人数	資産基準額
単身	504,000 円
2 人	780,000 円
3 人以上	1,000,000 円

表 10 資産要件早見表

（参考 厚生労働省通知）

算定対象	算定対象外
○現金（右欄※を除く） ○預貯金（右欄※を除く） 財形貯蓄 ○債券 国債 ○株式 出資金 ○投資信託 ○暗号資産	○生命保険個人年金保険（養老保険）学資保険 ※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから 1 年（給付金支給単位期間の前日から起算して 1 年）までのもの）

⑥ 家計改善に関する要件

家計改善支援事業（※１）において、その家計の改善のために以下のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると自立相談支援機関に認められた方。

<住宅を賃貸している方>

- ア：転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- イ：転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

<持家である住宅に居住している方又は住居を持たない方>

- ア：転居に伴い申請者がその居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- イ：転居に伴い申請者がその居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

※１：収入・支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めること等を支援する事業。

⑦ 併給要件

自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者本人や申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

※職業訓練受講給付金との併給は可能です。現在受講中又は受講予定の方はご相談ください。

⑧ その他

申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない方

2 支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち、以下の支給対象となる経費を支給する。ただし、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。

荒川区内に転居する場合は、表11の支給上限額以下となる。

<対象となるもの>

- ①転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ②ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
- ③転居先への家財の運搬費用
- ④鍵交換費用

<対象にならないものの例>

- ・敷金 ※申請者本人に返還される可能性があるため対象外
- ・契約時に払う家賃（前家賃）
- ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

表11 世帯人数ごとの支給額の上限

【荒川区内で転居する場合】

荒川区内に転居する場合は、別に厚生労働大臣が定める額を用いるため、以下の支給上限額となる。

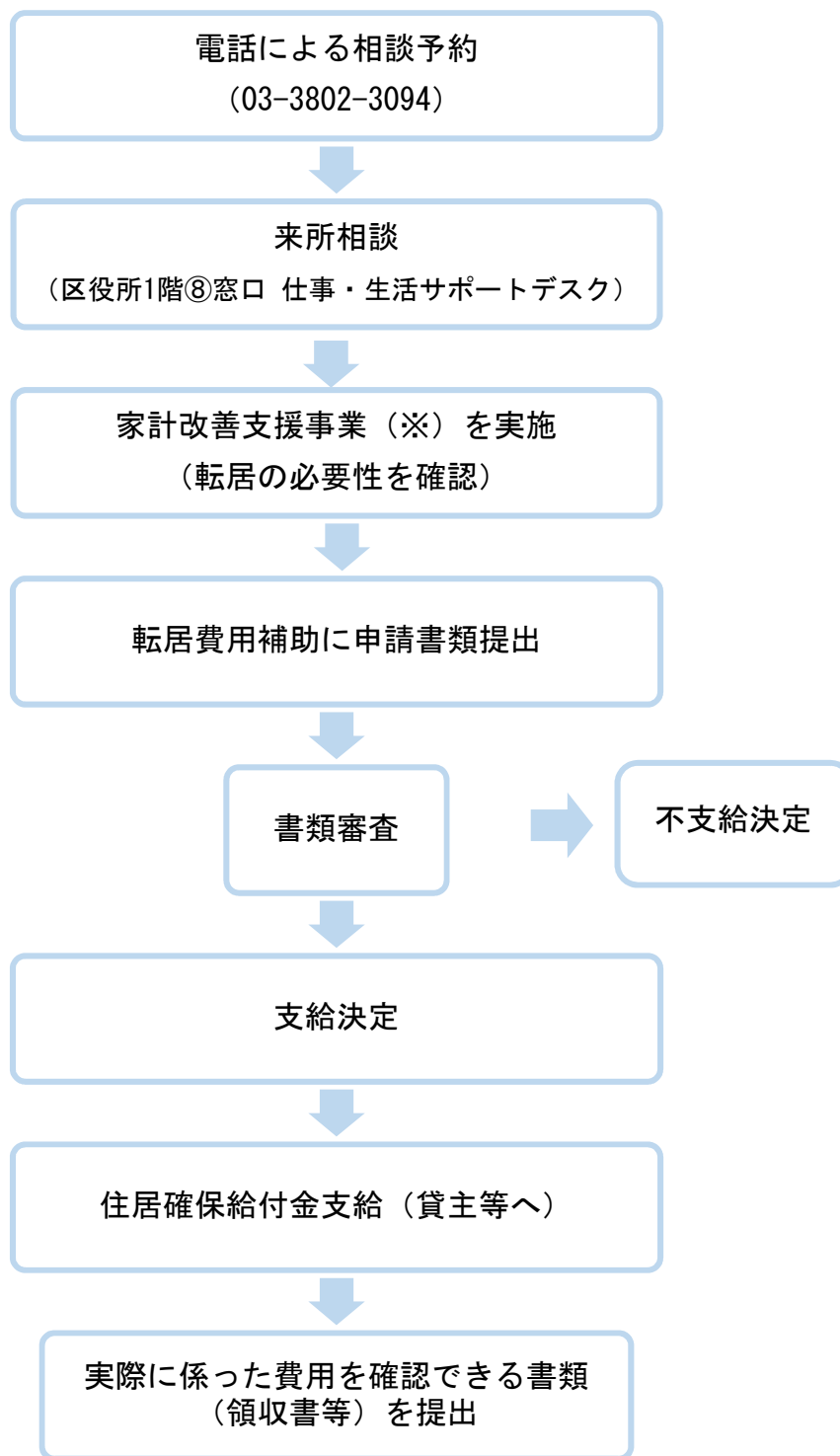
世帯人数	住宅扶助特別基準額	支給上限額 (住宅扶助特別基準額×4)
単身	69,800 円	279,200 円
2人	75,000 円	300,000 円
3人	81,000 円	324,000 円
4人	86,000 円	344,000 円
5人	91,000 円	364,000 円
6人	91,000 円	364,000 円
7人以上	97,000 円	388,000 円

※荒川区外への転居の場合は、個別に問合せをしてください。

3 支給方法

原則、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者、引越し事業者等の口座に振り込みます。自己負担が発生する方は、貸主等と調整のうえ差額をお支払いください。

4 相談から支給決定後までの流れ



郵送申請をご検討される方へ

- ・提出する際の封筒および郵送料は、申請者でご準備・ご負担ください。
- ・「封筒に押された消印日」が申請日となります。
- ・申請書類到着後、制度説明や生活状況の聞き取りのために、ご来所いただいています。

No.	種類	提出者	提出書類
1	申請書	全員	□住居確保給付金支給申請書
2	確認書	全員	□申請時確認書 ・再支給確認事項を記入
3	離職等書類	離職の方	次のうちのいずれか１点の写し □離職票 □雇用保険受給資格者証 □退職証明書 □源泉徴収票 □その他離職年月日を確認できる書類 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
		廃業の方	次のうちいずれか１点の写し □廃業届 □その他廃業年月日を確認できる書類 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
		休業等の方	次のうちいずれか１点の写し □雇用主からの通知、または、受信メール等を印刷したもの □勤務先の休業が分かるホームページ画面を印刷したもの □契約等のキャンセルが分かる書類等 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
		同一世帯の方が亡くなられた方	次のうちいずれか１点の写し □戸籍謄・抄本の写し □住民票の除票 □死亡届受理証明書 □死亡診断書 □死体火葬許可証・死体火葬許可発行済証明書 ※いずれも用意できない方は、ご相談ください。
4	収入減少関係書類	全員	次のうちいずれか１点の写し □収入減少前と現在の給与明細書や賃金明細書等 □預金通帳の振込の記載ページで減少前と現在の収入が分かる □その他（ ）
5	収入関係書類	全員 (世帯全員分)	□給与明細・支払証明書・賃金台帳(申請月を含む過去３か月分) 【個人事業主の方】 □収支状況表等(収入と経費の両方が記載されたものを、申請月を含む過去３か月分) 【年金】 □年金振込通知書・企業年金連合会老齢年金振込通知書等 【失業給付】 □雇用保険受給資格者証 【親族等からの仕送りのある方】 □振込額が確認できる書類 【その他の公的な給付】 □振り込みが確認できる書類等
6	資産関係書類	全員 (世帯全員分)	□金融機関の通帳等の写し(申請月を含む過去３か月分) ※合算部分がある場合は、入出金明細が分かるものも追加 ※デジタル通帳は、印刷して提出 □財形貯蓄、株式、投資信託、暗号資産等の残高が確認できる書類

No.	種類	提出者	提出書類
7	居住関係書類	賃貸している方	☐ 現在居住している住宅の賃貸借契約書 次の内容が分かる部分の写し ・ 貸主名（及び媒介不動産業者名） ・ 契約者名 ・ 入居人数、及び入居者名 ・ 家賃額（共益費・管理費等を含まない「賃料」が明記されていること） ・ 契約期間 ※更新契約書で内容を確認できない場合は、当初契約書が必要
		持ち家の方	居住の維持に要する費用が分かる資料の写し ☐ 固定資産税 ☐ 火災保険料 ☐ その他（ ）
8	状況通知書	全員	☐ 入居予定住宅に関する状況通知書 ※不動産仲介業者等が記入した後、3 ページ目を申請者が記入
9	要転居証明書	全員	☐ 荒川区自立支援相談支援機関が発行した住居確保給付金要転居証明書
10	身分証明書	全員	次のうちいずれか 1 点 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード（iPhone のマイナンバーカードは不可） ☐ パスポート ☐ 各種手帳 ☐ 健康保険証 ☐ 住民票 ☐ 在留カード（外国籍の方）
11	チェックシート	全員	☐ 提出書類チェックシート

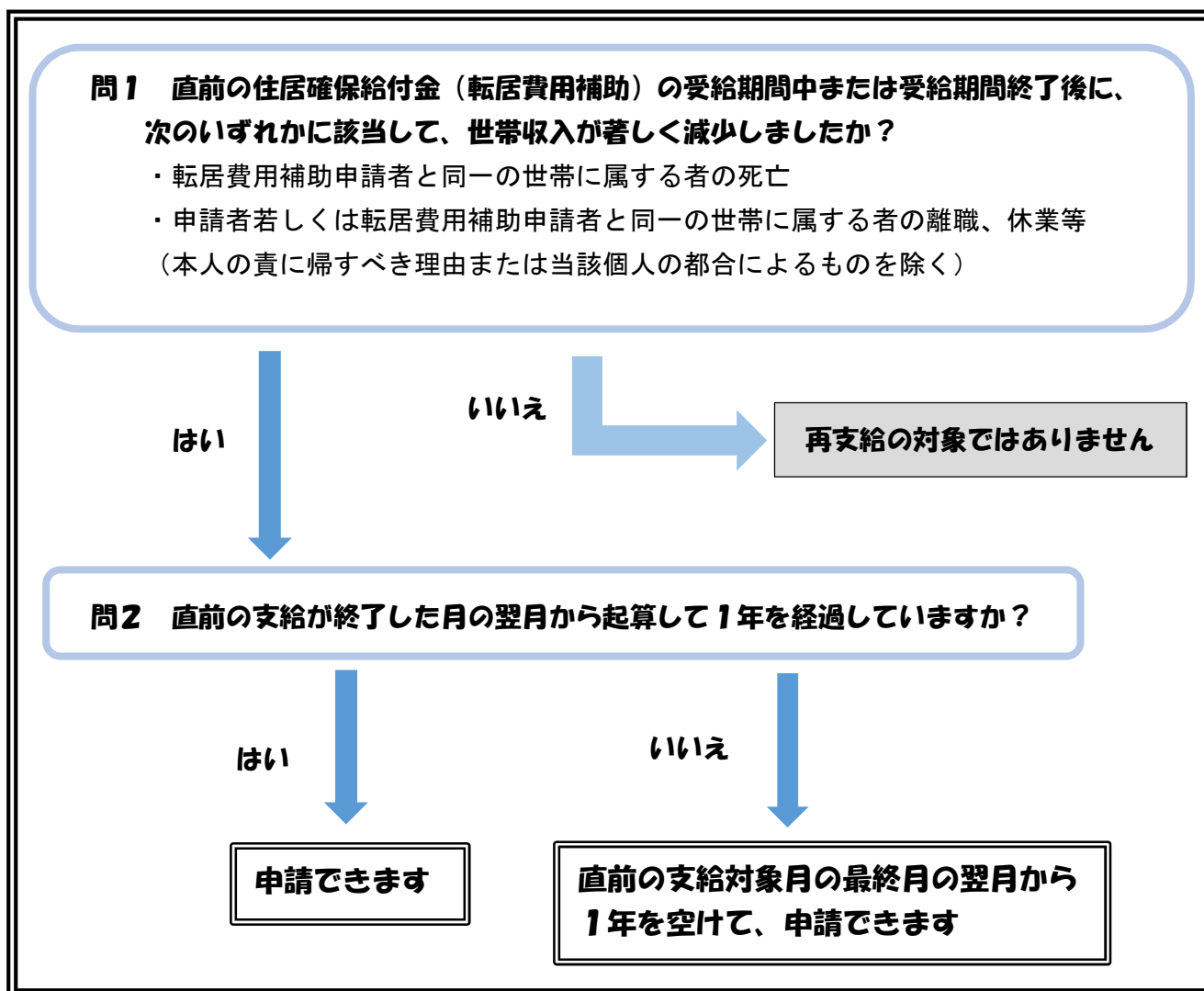
- ・書類の不足や記載内容に誤り等がある場合、必要書類が整った日が属する月の申請となる場合があります。
- ・提出書類を揃えていただいても支給要件に該当しない場合、不支給となります。
- ・書類が不足している場合や、記載内容を補完する場合、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

6 変更申請

原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額等の変更は行いませんが、実際の支出額が転居費用補助額を上回っていた場合、転居費用補助額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であると区長が判断した場合は申請により変更できる場合がありますため、担当相談員にご相談ください。

7 再支給

住居確保給付金の支給は原則1回ですが、状況により再度受給できる場合があります。以下のフローチャートでご確認ください。



※支給要件を満たす方が対象です。

※申請を希望する方は、P20の「相談～支給決定後の流れ」に沿って申請してください。

8 その他

偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給を中止するだけでなく、既に支給された給付金の全額または一部を徴収します。